

第一号書式(第十条関係)(日本産業規格A列4番)

(一)

海 員 名 簿
船 丸

備考

作成の年月日(船員法施行規則第10条第3項の規定により再調製したときは、再調製の年月日)及び第四表に最後の記載をした年月日を右肩に記載すること。

(二)

船 舶 番 号	第 号
船 籍 港	
総 ト ン 数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船 舶 の 用 途	船
主機の種類及び箇数	
主 機 の 出 力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地及び名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

- 1 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 2 船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。
- 3 主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。
- 4 船長の住所及び氏名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。
- 5 本表に記載した事項のうち、変更について届出をすることを要しないもの及び従業区域に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記すること。



## 記載心得

- 1 本籍欄には、外国人にあつては、国籍を記載すること。
- 2 氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記すること。なお、船員が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間括弧を付した上で、旧姓を記載すること。
- 3 職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。  
なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。  
また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨(救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨)を記載すること。
- 4 雇入期間欄には、雇入契約の期間が1航海をもつて定められたときは、その旨(「横浜ロンドン間1航海、横浜帰着事務終了まで」等)を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。
- 5 給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載すること。
- 6 手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。
- 7 その他の労働条件欄には、労働時間(「8時間/日」、「40時間/週」等)、休日(「1日/週」等)、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊産婦の船員については、その旨(「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等)を記載すること。
- 8 雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。
- 9 給料欄、手当欄又はその他の労働条件欄の記載に変更があつた場合において、当該変更について届出を要しないときも、変更後の事項を記載すること。

(五)

職業	氏名	資格	年齢	性別	本籍	乗船		下船	
						年月日	港	年月日	港

記載心得

本表は、船長及び海員以外の乗船者について記載すること。ただし、旅客船及び第12条第3項第2号から第4号までに掲げる船舶にあつては、旅客は記載することを要しない。

## (六)

届出年月日	年 月 日	船舶番号及び船名		第 号	
船 長 名		1日の最長航行時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・8時間以下</li> <li>・8時間超～16時間以下</li> <li>・16時間超</li> </ul>	
法第72条の指定の有無		警報装置の有無		自動操舵装置の有無	
船舶所有者、船舶管理人又は船舶借入人の住所及び氏名又は名称					

## 乗組員名簿(クルーリスト)

船員手帳番号及び氏名	職 務	受有している資格証明書	番 号
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
上記乗組員の合計人数		人	

船員を使用する者の住所及び氏名又は名称		区 分
1		
2		
3		
4		

官 庁 受 理 印

--

## 記載心得

- 1 船長名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。
- 2 「1日の最長航行時間」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「法第72条の指定の有無」欄には、当該船舶が法第72条に基づく労働時間の特例を受けていることの有無を記載すること。  
更に「有」と記載した場合には、船員法施行規則上の根拠規定を記載すること。
- 4 「警報装置の有無」欄には、当該船舶が警報により、直ちに機関区域に行くことが措置されていることの有無を記載すること。
- 5 「自動操舵装置の有無」欄には、当該船舶が自動操舵装置を設備していることの有無を記載すること。
- 6 乗組員名簿には、当該船舶に乗り組むすべての乗組員を記載すること。なお、乗組員が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。
- 7 「受有している資格証明書」欄には、当該船員が受有している資格名を記載し、衛生管理者、救命艇手(限定救命艇手にあつては、その旨)、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者<sup>だ</sup>に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨を記載すること。
- 8 「番号」欄には、「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄の番号により、当該船員を使用する者を記載すること。
- 9 「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄には、当該船舶に乗り組むすべての船員について、その使用する船舶所有者(船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者)を記載すること。
- 10 船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合、「区分」欄に、当該使用者が船員職業安定法第6条第14項の船員派遣元事業主であるときは「派遣」と記載し、それ以外のときは「その他」と記載すること。
- 11 その他の事項については、海員名簿及び雇入(雇止)届出書の記載心得を参照すること。